

# 事業報告 (第7期)

自 令和2年1月1日  
至 令和2年12月31日

株式会社 bitFlyer

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルスのパンデミックが国内消費や輸出に大きな影響を与え、4-6 月期には GDP が戦後最悪となる落ち込みを記録し、通年では GDP 成長率が-4.8%となり、2009 年以來 11 年ぶりにマイナスとなりました。年の後半には海外経済の回復に助けられた輸出、また個人消費も伸びる中、金融緩和政策は続き、金利低下、株高が世界的に見られました。

当事業年度の中頃から後半にかけては、世界的な金融緩和下、ビットコインの発行上限がプログラム上定められている性質を受けて「デジタルゴールド」としての注目が高まりました。米上場事業会社による純投資としてのビットコイン買い付け、伝統的金融機関による暗号資産ビジネスへの参入、米国の個人向けアプリでの暗号資産売買機能の追加なども好材料となり、年初には 1BTC 価格は 8,000 ドル程度でしたが、年末には 2017 年に付けたこれまでの最高値を更新し、2.1 万ドルを超える水準まで上昇しました。

当社の事業としては、当事業年度で 4 種類の新規通貨 (BAT、XEM、XLM、XTZ) の取扱いを開始し、TVCM も実施するなど、新規サービス、マーケティングについても積極的な取り組みを開始いたしました。

5 月には改正資金決済法も施行され、顧客資産の信託銀行の預かりなど各種法規制対応も実施いたしました。2020 年 12 月末の顧客預かり資産は 2,904 億円と過去最高となりました。

尚、当事業年度の期初に当社の子会社であった bitFlyer USA, Inc. (米国子会社) については、株式の現物配当により期中に当社の親会社である bitFlyer Holdings の子会社となりました。bitFlyer EUROPE S.A. (欧州子会社) については顧客獲得数が計画に達せず、収益面では赤字を脱却できていません。欧州子会社株式については期末で減損を行っています。

以上の結果、当事業年度の営業収益は 7,555 百万円 (前年同期は 5,341 百万円)、営業利益 1,614 百万円 (同営業損失 973 百万円)、経常利益 2,157 百万円 (同経常損失 926 百万円)、当期純利益 427 百万円 (同当期純損失 751 百万円) となりました。

### (2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 3 期 平成 28 年 度	第 4 期 平成 29 年 度	第 5 期 平成 30 年 度	第 6 期 令和元年度	第 7 期(当 期) 令和 2 年度
売上高 (百万円)	128,651	751,774	—	—	—
営業収益 (百万円)	—	—	14,085	5,341	7,555
経常利益または経常損失 (Δ) (百万円)	Δ936	13,851	4,894	Δ926	2,157
当期純利益または当期純損失 (Δ) (百万円)	Δ953	9,833	2,146	Δ751	427
1 株当たり当期純利益または 1 株当たり当期純損失 (Δ) (円)	Δ10.79	104.66	22.81	Δ7.99	4.54
総資産 (百万円)	10,736	298,192	101,237	121,521	310,042

	円)					
純資産	(百万円)	2,671	12,716	15,898	15,146	14,968
1株当たり純資産額	(円)	△12.68	135.17	168.99	161.00	159.12

(注1) 当社は、平成30年2月14日を効力発生日として、普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、平成28年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(注2) 「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」(実務対応報告第38号 平成30年3月14日)が公表日以降適用できることに伴い、棚卸資産、短期貸付暗号資産の評価基準は、従来、総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)によっておりましたが、平成30年度より時価法(貸借対照表価額は市場価格に基づく価格をもって算定)に変更しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、平成30年度については遡及適用後の数値を記載しております。

なお、当該会計方針の変更による累積的影響額は平成30年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

また、平成30年度より暗号資産の売却取引に係る売却収入から売却原価を控除して算定した純額を営業収益として表示しております。

### (3) 主要な親会社及び子会社の状況(令和2年12月31日現在)

#### ① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社 bitFlyer Holdings であり、同社は当社の株式を9,407万5千株(議決権比率100%)保有しております。

同社との取引は当社の経営指導・管理等であります。

#### ② 親会社との間の取引に関する事項

##### 1. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当該取引については、一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、当社の業績を勘案し、合理的な判断に基づき公正かつ適正に決定しております。

##### 2. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社の役員3名は当社の親会社の取締役を兼務しておりますが、当社は、事業運営に関しては、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、取締役会における多面的な議論を経て決定しております。

当該取引は、取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づいて行われており、当社の利益を害することはないと当社の取締役会は判断しております。

##### 3. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

#### ③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
bitFlyer EUROPE S.A.	1,000万ユーロ	100%	暗号資産取引所の運営

## 2. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

### 1 会計監査人の報酬等の額

	支払額
報酬等の額	57 百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	66 百万円

(注1) 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、業務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検証を行った結果、会計監査人の監査品質の確保及び独立性の担保の観点に照らして妥当と考えられることから、会計監査人の報酬等につき、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っております。

(注2) 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務である、仮想通貨交換業者における利用者財産の分別管理に係る合意された手続業務についての対価を支払っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会が会社法第 340 条第 1 項に定める解任事由に該当すると判断した場合及び監査人の適格性、独立性を害するなどの事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認めた場合、監査等委員会は、監査等委員会規約に基づき、「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」を株主総会の付議案件とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議します。

また、取締役会は、会計監査人の適格性、独立性を害するなどの事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認めた場合は、監査委員会の同意を得て、「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」を株主総会に提案致します。

### 3. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、会社法第 362 条第 4 項第 6 号に規定する体制（内部統制システム）の整備について、別紙 1 の通り取締役会において決議しています。

## 内部統制システムの基本方針

1. 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役及び取締役会は、法令等遵守が当社の経営における最重要課題の一つであることを認識し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための基本方針として、コンプライアンス基本方針を定める。
  - (2) コンプライアンス・マニュアル、コンプライアンス・プログラムの他、内部規程類の制定等を通じて、役職員が法令等を遵守することを確保するための態勢を整備する。
  - (3) 法令等遵守の推進及び管理にかかる委員会や法令等遵守を担当する取締役を設置する。
  - (4) 法令等の遵守状況については、第一線（業務推進各部門による再鑑及び点検）、第二線（リスク・コンプライアンス部によるモニタリング活動）、第三線（内部監査室による統制評価活動）の三層構造により検証する体制とする。
  - (5) 法令等に違反する行為及び法令等遵守の観点から留意を要する事項を早期に把握し解決するために、内部通報制度を設置する。なお、内部通報を行った者が当該内部通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する。
  
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 重要な会議体の議事録、法定帳簿、決算書類、会計帳簿、稟議書類等その他の重要な書類は、法令及びこれらを規定する社内規程に基づき適切に作成、保存及び管理（廃棄を含む。）する。
  - (2) 取締役の職務の執行に係るその他の情報は、情報セキュリティポリシー及び個人情報保護方針に基づき、その保存媒体に応じて適正に保存及び管理を行う。
  - (3) 取締役がいつでも当該情報を閲覧できる体制を確保する。
  - (4) 情報の保存及び管理を行うため、情報セキュリティ対策の総責任者を任命する。
  - (5) 重要書類等に関して規定する社内規程、情報セキュリティポリシー等を必要に応じて随時見直すこととし、情報の保存及び管理体制を適正に維持する。
  
3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
  - (1) 経営と財務の健全性を確保するために、主要業務に関するリスク管理規程を定め市場リスク、システムリスク、事務リスク等を適切に把握し、評価及び管理する。
  - (2) 自然災害、事故、システム障害等の不測の事態が発生し、通常の実業活動が中断した場合に、重要な資産の保全と短期間での事業の回復を図るため、事業継続計画を定める。
  - (3) その他のリスク全般についてリスク・コンプライアンス部が管理を行う。
  - (4) 新規業務及び仮想通貨の新規取扱を開始する場合には、リスクの適切な把握、評価及び管理に努める。
  
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役会は、経営計画を策定し、適切に経営管理を行う。
  - (2) 取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、組織体制等にかかる規程類の整備を行い、職務執行を適切に分担する。
  - (3) 意思決定の迅速化を図るため執行役員制度を導入し、その責任及び役割等については執行役員規程等に従うものとする。
  
5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制
  - (1) 取締役会は、子会社等の業務の規模や特性に応じて、その業務運営を適正に管理し、法令等遵守、顧客保護及びリスク管理等の観点から適切な措置を取る。

- (2) 取締役会は、子会社等との間で業務運営に関する事前協議、報告徴求、指導等の管理態勢を整備する。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
    - (1) 当社は、監査等委員会の求めに応じてその職務を補助すべき使用人を置くことができる。
    - (2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、業務執行にかかる業務を兼務せず、監査等委員会監査に関する調査・企画・管理・指導を行う。また、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事考課、人事異動については、事前に監査等委員会と協議し、同意を得た上で決定することとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保する。
  7. 監査等委員会への報告に関する体制
    - (1) 当社及び子会社等の役職員等は、法令等に違反する重要な事実又は当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合には、監査等委員会に必要な報告及び情報を提供する。
    - (2) 当社及び子会社等は、監査等委員会に報告及び情報を提供した役職員等に、当該報告等を理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
    - (3) 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、各種委員会など重要な会議に出席できるものとし、必要に応じて役職員等にその報告を求める。
  8. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
    - (1) 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第三百九十九条の二第4項に基づく費用の前払等の請求をした時は、当該請求にかかる費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
  9. その他監査等委員の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
    - (1) 監査等委員は、取締役の職務執行について厳正な監査を行うため、原則として全員が取締役会に出席する。
    - (2) 監査等委員は、コンプライアンス及び内部監査を担当する部門と情報を共有し、当社のコンプライアンス及び内部監査状況について随時把握する。
    - (3) 監査等委員は、会計監査人と定期的な意見交換を行う。
    - (4) 監査等委員は、必要に応じて弁護士等外部の専門家の助言を求めることとする。
  10. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
    - (1) 財務報告に係る内部統制に関する手順・文書を定め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動の強化を通じて、財務報告の信頼性と適正性を確保する。
  11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
    - (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方  
当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断絶し、毅然とした態度で

これを排除する。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

① 各種取引契約書へ反社会的勢力排除条項を追記する。

② 統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

当社は、反社会的勢力への対応を統括する部署をリスク・コンプライアンス部とし、反社会的勢力による不当要求等に対しては、直ちに統括部署へ報告・相談する体制を整備する。

③ 外部専門機関との連携状況

当社は、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターの賛助会員であり、平素より顧問弁護士等の外部の専門機関と連携を深め、業界、地域社会と協力し、反社会的勢力への対応に関する指導を受ける。

④ 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、反社会的勢力の情報をリスク・コンプライアンス部にて一元管理し、反社会的勢力排除に努め、当該情報を社内での注意喚起等に活用する。

2018年7月31日制定